

安全運転相談を行っております！

(できるだけ事前にご相談ください。)

群馬県警察本部

○ 病気等の症状に関する「質問票」の提出が義務化されました。

平成26年6月1日施行の道路交通法の一部改正により、免許申請や更新申請時に、精神病、てんかん等一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出が規定されました。

※「質問票」に虚偽の記載をする行為には、罰則が規定されました。
(詳しくは、下記窓口にお問い合わせ下さい。)

○ 病状等をお伺いします。

免許申請や更新申請時には、以下のような「質問票」の各項目について記載をお願いすることとなります。この項目に該当する方、あるいは、自動車等の安全な運転に支障があると思われる方に対しましては、職員が病状等について具体的にお話を伺うこととなります。

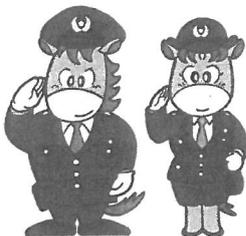
(プライバシーの保護には十分配慮いたします。)

- 1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまったことが週3回以上ある。
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 - ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある
 - ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

○ 安全運転相談ダイヤルへの相談をお待ちしています。

公安委員会では、安全運転相談ダイヤルを開設し、上記のような病気にかかっている場合を含め、免許の取得や更新が可能かどうかについての相談を随時受け付けています。

免許を取得しようとお考えの方は、免許申請や自動車教習所への入所等を行う前にこちらに相談していただくことをお勧めします。



相談窓口：〒371-0846 前橋市元総社町80番地の4
群馬県総合交通センター内
群馬県警察本部交通部運転免許課適性検査係
受付時間 平日8:30~17:15
TEL #8080(シャープ、ハレバレ)又は
027-252-5329
通話料は利用者負担となります。